

研修テーマ：「重加算税の徹底研究」

1.重加算税の実務と法律知識

●税務調査では5件に1件が重加算税

「平成 22 事務年度の法人税等の調査事績の概要」によると、法人の税務調査において、「不正発見割合」＝20.6%・・・近年若干減少しつつあるが、まだまだ実態より高い。「不正発見割合」とは、重加算税を課した割合)

●調査官が重加算税を賦課したい本当の理由

調査官の評価＝増差所得と不正発見割合

(調査官は、件数に対するノルマはあるが、金額に対するノルマはない。)

重加算税を課せられた場合のデメリット：重加算税を一度課せられると、税務調査に入られやすくなる。(3年～4年に1回は入られる)

●重加算税の要件は「偽装又は隠ぺい」だけ？

○過少申告加算税の要件を満たしているかどうか

<参考条文>

国税通則法第68条(重加算税)

○「重加算税の認定ポイント」

納税者がある国税の課税標準又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は偽装していること。

(「事実を隠ぺいする」とは・・・事実を隠匿しあるいは脱漏すること)

(「事実を偽装する」とは・・・所得・財産あるいは取引上の名義を装う等事実を歪曲すること)→請求書、領収書の改ざん等

○「売上のもれ」と「売上の除外」の違い

「売上の除外」とは、故意にという言葉を含んでいる。「売上のもれ」は、故意にしたわけでなければ、隠ぺい、偽装には当たらない。

<参考条文>

「法人税の重加算税の取扱いについて」(事務運営指針)

第1 賦課基準(隠ぺい又は仮装に該当する場合)

●「仮装又は隠ぺい」って具体的に何？

- いわゆる二重帳簿を作成していること
- 次に掲げる事実(以下「帳簿書類の隠匿、虚偽記載等」という)があること
 - ①帳簿、原始記録、証憑書類、貸借対照表、損益計算書、勘定科目内訳明細書、棚卸表その他決算に係る書類(以下「帳簿書類」という)を破棄又は隠匿していること
 - ②帳簿書類の改ざん(偽造及び変造を含む)、帳簿書類への虚偽記載、相手方との通謀による虚偽の証憑書類の作成、帳簿書類の意図的な集計違算その他の方法により仮装の経理を行っていること
 - ③帳簿書類の作成又は帳簿書類への記録をせず、売上げその他の収入(営業外収入を含む)の脱漏又は棚卸資産の除外をしていること

●重加算税は事務運営指針が重要

法律・・・納税者が守らなければならないルール、規律

通達、事務運営指針・・・国税庁から国税局、税務署へ向けて発信される内部的命令
(法令解釈の統一化)

調査官はこれに従わなければならないが、納税側は関係ない

2.重加算税の実例とその対応方法

●期ズレは重加算税にならない

●簿外取引＝重加算税にはならない

重加算税と言われたら、「なぜ、これが重加算税なのか」を問う。

調査官が「不正でしょ」と回答してきても、不正だけでは重加算税は課せない。

→偽りその他不正の行為があった場合には、国税通則法第70条(国税の更正、決定等の期間制限)により、更正決定期限が5年→7年にされる場合はあるが、重加算税は、あくまで、隠ぺい又は仮装を立証できないと課せられない

●重加算税と指摘された場合の反論・交渉方法

- ①どの行為が「仮装・隠ぺい」に該当するのか?を確認する
「偽りその他不正の行為」と「仮装・隠ぺい」の関連性
(「偽りその他不正の行為」の一部として「仮装・隠ぺい」行為は含まれる)
参考条文：国税通則法第70条
- ②事務運営指針で反論する
(5税目に対して、事務運営指針は存在する)
- ③「仮装・隠ぺい」の立証責任は国税側にある。
納税者側は、説明責任、回答責任はあっても、立証責任はない

以上